

訪問介護・総合事業訪問型サービス

重要事項説明書

社会福祉法人元気村 栗橋翔裕園ホームヘルプサービスセンター

指定訪問介護・総合事業訪問型サービス

重要事項説明書

[令和 7 年 3 月 1 日現在]

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 元気村
代表者役職・氏名	理事長 神成 裕介
本社所在地・電話番号	埼玉県鴻巣市東1-1-25 048-544-0880
法人設立年月日	平成 5 年 1 月 7 日

2. サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	栗橋翔裕園 ホームヘルプサービスセンター
事業所種別 及び番号	訪問介護・総合事業訪問型サービス (指定事業所番号1171100280)
所在地	〒349-1104 埼玉県久喜市栗橋310-1
電話番号	0480-52-6611
FAX番号	0480-52-6788
管理者	早川 正輝
サービス提供責任者	小林 春美
通常の事業の実施地域	久喜市(うち八甫、旧栗橋町に限る) 加須市(うち旗井に限る) 幸手市(うち外国府間に限る) 五霞町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	7時から19時まで(電話等により24時間常時連絡が可能)
サービス 対応時間	7時から19時まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none">・従業者と業務の管理を行います。・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1人
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護計画書・総合事業訪問型サービス計画書を作成し、利用者へ説明し同意を得ます。・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います	常 勤 1人
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護計画・総合事業訪問型サービス計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	2. 5人以上 (常勤換算)

3. サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者と共に行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)
通院等乗降介助	通院、外出のため、訪問介護員が運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。

4. 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割または2割または3割の額です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(地域単価 10.42円)

区分	1回当たりの所要時間	基本利用料	利用者負担額 (1割 / 2割 / 3割)
身体 介護	20分未満	1,698円	170円/ 340円/ 510円
	20分以上30分未満	2,542円	255円/ 509円/ 763円
	30分以上1時間未満	4,032円	404円/ 807円/ 1,210円
	1時間以上1時間30分未満	5,908円	591円/1,182円/1,773円
身体 介護	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	854円を加算	86円/171円/257円を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		677円を加算	68円/136円/204円を加算
生活 援助	20分以上45分未満	1,865円	187円/ 373円/ 560円
	45分以上	2,292円	230円/ 459円/ 688円
通院等乗降介助		1,010円	101円/ 202円/ 303円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

(地域単価 10.42円)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額 (1割 / 2割 / 3割)
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%	
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,042円	105円/209円/313円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円/417円/626円
生活機能向上 連携加算 (I)	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合(初回の訪問介護から3か月間を限度)	1月につき 1,042円	105円/209円/313円

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%	
介護職員処遇 改善加算Ⅱ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	1月につき 全ての利用者負担額の22.4%	

(注3)介護職員処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際には1ヶ月の総利用単位数に地域単価数(10.42)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じます。

(2) 総合事業訪問型サービスの利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割または2割または3割の額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(地域単価 10.42円)

区分	サービス内容	基本利用料	利用者負担額 (1割 / 2割 / 3割)
訪問型サービスⅠ	1週間に1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月につき 12,253円	1,226円/2,451円/3,676円
訪問型サービスⅡ	1週間に2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合	1月につき 24,476円	2,448円/4,896円/7,343円
訪問型サービスⅢ	1週間に3回程度の介護予防訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者に限る)	1月につき 38,835円	3,884円/7,767円/11,651円

(注1) 上記の基本利用料は、久喜市のものであり、基本利用料は保険者が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① サービスの実施による加算

(地域単価 10.42円)

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額 (1割/2割/3割)
初回加算	新規に総合事業訪問型サービス計画書を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 2,084円	209円/417円 /626円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して総合事業訪問型サービス計画書を作成した場合、初回のサービス月以降3か月間を限度とする	(Ⅰ)1月につき 1,042円	105円/209円 /313円
		(Ⅱ)1月につき 2,084円	209円/417円 /626円

② 加算の基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合		1月につき 全ての利用者負担額の22.4%

(注3)介護職員処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際には1ヶ月の総利用単位数に地域単価数(10.42)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じます。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり100円を請求します。

(4) キャンセル料(総合事業訪問型サービスを除く)

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

連絡先 栗橋翔裕園ホームヘルプサービスセンター 電話 0480-52-6611

サービス利用日の前日17時まで	無料
サービス利用日の前日17時以降	当該基本料金の25%の額
ご連絡がなく訪問した場合	全額

(5) その他

① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します

5. 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月10日から順次利用者あてまたは、ご家族あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の月末までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・指定金融機関からのお引落し
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。
(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ・ 苦情があった場合は、直ちにサービス提供責任者から相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聴くとともに、サービス担当者からも事情を聴き、事実の確認を行なう。
 - ・ サービス提供責任者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会義を行う。担当会議を行わない場合も、管理者に報告する。
 - ・ 検討の結果、翌日までに具体的な対応、処理を行う。
 - ・ 相談・苦情の状況について、記録を保管し、再発防止に努める。
 - ・ 改善後の状況について確認を行う。

(2) 苦情相談窓口

窓口担当者	小林 春美（サービス提供責任者）
解決責任者	早川 正樹（栗橋翔裕園 施設長）
受付時間	月曜日～日曜日 9時から18時まで
受付電話番号	0480-52-6611

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓 口 名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会(理事長主催) 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会(理事長主催)
受付時間	月～金曜日 9時00分～18時00分 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	048-631-0070

※市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

久喜市役所 介護保険課（要介護）	0480-22-1111
久喜市役所 高齢者福祉課（要支援）	0480-22-1111
幸手市役所 介護福祉課	0480-42-8444
加須市役所 高齢福祉課	0480-62-1111
五霞町役場 健康福祉課	0280-84-0006
第三者委員 石井 早苗(久喜市栗橋東地区民生・児童委員) 山岡 孝(埼玉保護観察所 保護司) 下田 十力(蓮田市民生委員、児童委員)	
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	029-301-1565 (苦情相談専用)

10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

1、利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況…なし

実施した年月日	なし
当該結果の開示状況	なし

2、第三者による評価の実施状況…なし

実施した年月日	なし
実施した評価機関の名称	なし
当該結果の開示状況	なし

11. 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人 元気村 理事長 神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人 元気村 本部長 西川 雅人
栗橋翔裕園 法令遵守責任者	社会福祉法人 元気村 特別養護老人ホーム栗橋翔裕園 施設長 早川 正輝

12. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合、あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の賠償責任を減じるものとします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	： あいおいニッセイ同和損害保険会社
保険名	： 介護保険・社会福祉事業者総合保険

13. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

① 医療行為

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

③ 利用者以外の家族のためのサービス提供

④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの
(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)

⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動、大掃除等)

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。